

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示
新旧対照表

目次

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）	1
厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第百六十九号）	6
厚生労働大臣が定める児童等（平成二十四年厚生労働省告示第百七十号）	8
厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成二十四年厚生労働省告示第百七十一号）	9

改 正 条 文	原 則
<p>1・11（整）</p> <p>別表 障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>イ～ホ（略）</p> <p>注1～7（略）</p> <p>8 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。6の注3の において同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員（以下この注8において「児童指導員等」という。）又は指導員（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員を除く。以下この注8に</p>	<p>1・11（整）</p> <p>別表 障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>イ～ホ（略）</p> <p>注1～7（略）</p> <p>8 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。6の注3の において同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員（以下この注8及び第3の1の注8において「児童指導員等」という。）又は指導員（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員を除</p>

において同じ。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除き、イを算定する場合)については、注2の2の加算を算定している指定児童発達支援事業所において、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。)において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1のホを算定している場合は、算定しない。

イ・ロ (略)

2～14 (略)

第2 (略)

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費(1日につき)

イ・ロ (略)

注1～7 (略)

8 常時見守りが必要な就学児等への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員、保育士(特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所)であつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。5の注3のにおいて同じ。)若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者(以下この注8において「児童指導員等」とい

く。以下この注8及び第3の1の注8において同じ。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除き、イを算定する場合)については、注2の2の加算を算定している指定児童発達支援事業所において、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。)において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1のホを算定している場合は、算定しない。

イ・ロ (略)

2～14 (略)

第2 (略)

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費(1日につき)

イ・ロ (略)

注1～7 (略)

8 常時見守りが必要な就学児等への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員等又は指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所(イを算定する場合)であつては、注3又は注4の加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。)において、指定放課後等デイサービスを行っ

う。)又はその他の従業員(当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下この注8において同じ。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所(イを算定する場合にあつては、注3又は注4の加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。

イ (略)

ロ その他の従業員を配置する場合

～ (略)

2～4 (略)

5 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員又は障害福祉サービス経験者(同条第1項第1号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下同じ。)として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単

位数に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。

イ (略)

ロ 指導員を配置する場合

～ (略)

2～4 (略)

5 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき指導員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

<p>年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。</p> <p>6～12 (略)</p> <p>第4 (略)</p>	<p>上従事しているものの割合が100分の30以上であること。</p> <p>6～12 (略)</p> <p>第4 (略)</p>
---	---

厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百六十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一・二（略）</p> <p>二の二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の2の厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>児童指導員、保育士又は指導員のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。）別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下第九号において同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものを一以上配置していること。</p> <p>九 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注3及び注4の厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（指定通所基準第十六条第一項第一号に規定する障害福祉サービス経験をいう。）のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものを一以上配置していること。</p>	<p>一・二（略）</p> <p>二の二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の2の厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>児童指導員、保育士又は指導員のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。）別表第五に定める内容以上の研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものを一以上配置していること。</p> <p>九 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注3及び注4の厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>第二号の二の規定を準用する。</p>

十一
略

十一
略

<p>改 正 案</p>	<p>一〇八（略） 八の二 通所給付費等単位数表第3の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する者 第一号の規定を準用する。 九〇八（略）</p>
<p>現 行</p>	<p>一〇八（略） （新設） 九〇八（略）</p>

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成二十四年厚生労働告示第一百七十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一（略）</p> <p>二 通所給付費単位数表第2の1の医療型児童発達支援給付費の注2の及び注3の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ（略）</p> <p>□ 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）<u>第六条</u>の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。）の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>三 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等サービス給付費の注5の及び注6の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ（略）</p>	<p>一（略）</p> <p>二 通所給付費単位数表第2の1の医療型児童発達支援給付費の注2の及び注3の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ（略）</p> <p>□ 指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）<u>第六条</u>の二第三項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>三 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等サービス給付費の注5の及び注6の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ（略）</p>

ロ 指定放課後等デイサービス事業所等の従業員の数及び次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定放課後等デイサービス事業所等の従業員の員数が次の又は のいずれかに該当する場合</p> <p>指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員、保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）若しくは障害福祉サービス経験者</p> <p>（指定通所基準第六十六条第</p>	<p>百分の七十</p>

ロ 指定放課後等デイサービス事業所等の従業員の数及び次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定放課後等デイサービス事業所等の従業員の員数が次の又は のいずれかに該当する場合</p> <p>指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は児童発達支援管理責任者の員数を満たしていないこと。</p>	<p>百分の七十</p>

<p>四 (略)</p> <p>八 (略)</p>	<p>一項第一号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。)</p> <p>又は児童発達支援管理責任者の員数を満たしていないこと</p> <p>。(児童発達支援管理責任者の員数については、指定通所基準附則第二条の規定により、適用しない場合も含む。)</p> <p>(略)</p>
<p>四 (略)</p> <p>八 (略)</p>	<p>(児童発達支援管理責任者の員数については、指定通所基準附則第二条の規定により、適用しない場合も含む。)</p> <p>(略)</p>